

令和3年5月21日決定
令和3年6月17日変更

対象事業者の皆様（飲食事業者を除く）

沖縄県新型コロナウイルス対策本部
本部長 玉城 康裕

新型コロナウイルス感染症「特措法に基づく緊急事態措置の延長」に係る
施設への要請及び協力依頼について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

5月21日に国による緊急事態措置区域の追加を受け、同日策定された沖縄県対処方針に基づき、施設の使用について御協力をお願いしているところですが、6月17日に緊急事態措置が延長されたことを踏まえた要請及び協力依頼については下記のとおりになります。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、更なるご理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年5月23日（日）～7月11日（日）
- 2 対象施設（新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設のうち以下の施設） 詳細は別紙のとおり
 - (1) イベント関連施設等
 - ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - ・ 集会場又は公会堂
 - ・ 展示場又は貸会議室
 - ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - (2) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設又はイベントを開催する場合がある施設
 - ・ 運動施設、遊技場
 - ・ 博物館、美術館
 - ・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く、又ネットカフェ、漫画喫茶等で夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外）
 - ・ 生活必需物資を除く物品販売業を営む店舗

- ・生活必需サービスを除くサービス業を営む店舗

3 2の(1)の対象施設に対する要請又は協力依頼について【沖縄県全域】

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による要請

- ① 規模や場所に関わらず全てのイベントは延期又は中止とすること（無観客又はオンライン配信の場合を除く）【法第24条第9項】
- ② 入場者の整理誘導を徹底すること【法第24条第9項】
- ③ 映画上映は午後9時までの時短要請【床面積1,000㎡超は法第24条9項】
- ④ イベント開催以外の場合は午後8時までの時短要請【床面積1,000㎡超は法第24条9項】
- ⑤ 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請(酒類・カラオケ設備提供自粛要請、午後8時までの時短)【法第45条第2項】

(2) 法によらない働きかけとしての協力依頼

- ① 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する
- ② 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない(利用者による酒類の持込を含む)
- ③ 映画上映は午後9時までの時短(床面積1,000㎡以下)
- ④ イベント開催以外の場合は、午後8時までの時短(床面積1,000㎡以下)
- ⑤ 結婚式を行う場合は、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人または50%いずれか小さい方)で開催すること

4 2(2)の対象施設に対する要請及び協力依頼について【沖縄県全域】

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による要請

- ① 営業時間を午前5時から午後8時までとすること【床面積1,000㎡超は法第24条第9項】
- ② 入場者の整理誘導を徹底すること【法第24条第9項】
- ③ セール等のイベントは延期又は中止とすること【法第24条第9項】
- ④ イベント開催の場合は21時までの時短営業【法第24条第9項】
- ⑤ フードコートでは席と席の間隔を1m以上あけるかアクリル板等を設置すること【法第24条第9項】
- ⑥ ゲームセンターやスポーツクラブ等の遊戯施設では入場前前の検温や定期的な消毒を行うこと【法第24条第9項】

(2) 法によらない働きかけとしての協力依頼

- ① 営業時間を午前5時から午後8時までとすること(床面積1,000以下)
- ② 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する
- ③ 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない(利用者による酒類の持込を含む)

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡越え）等に対する協力金の支給対象については、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください。（対象外の施設あり）

※大規模施設等に対する協力金に関する問い合わせ先
商工労働部感染防止経営支援課 TEL 098-917-2872

問い合わせ先

【緊急事態措置に関して】

新型コロナウイルス感染症等対策

本部総括情報部総括情報班

TEL 098-866-2014

FAX 098-861-2888